

## 観光サービス対策事業補助金交付要綱

### (通則)

**第1条** 観光サービス対策事業補助金の交付については、この要綱の定めるところによるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）による。

### (目的)

**第2条** この要綱は、本市が「おもてなしの心に満ちた国際集客文化都市」の実現を図ることを目的として、ビジターズ・インダストリー（集客産業）の振興を促進するなかで、観光やビジネスなど、その目的を問わず本市を訪れる者（以下「ビジター」という。）を対象とした、観光サービスの向上に資することを目的とした事業活動に交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の対象者)

**第3条** 観光サービス対策事業補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを充たす者とする。なお、本補助金は公募制とし、交付申請のあったときは、各号に掲げる要件にてらし、予算の範囲内で交付決定を行う。

- (1) ビジターズ・インダストリー（集客産業）に属する同一業種で構成された民間団体であること。
- (2) 法人格の有無を問わず、本市内に所在地を置き、かつ活動の基盤を有する団体であること。
- (3) 観光サービス対策事業補助金、もしくは本市から当該補助金と同様な金銭的給付を同一年度内に受けていること。
- (4) 本市の市税を滞納していないこと。

2 前項に規定するもののほか、特に市長が必要と認める者は、交付の対象者とすることができます。

### (交付の対象事業)

**第4条** 観光サービス対策事業補助金は、ビジターを対象とした次の各号に掲げる観光サービスの向上に資する事業のなかで、継続的に実施している事業を交付の対象とする。

- (1) 市内の観光情報を提供する事業
- (2) 快適な受入、回遊及び滞在環境の整備を促進すると認められる事業
- (3) おもてなしの雰囲気を演出すると認められる広報活動を全市的に取り組んでいる事業
- (4) 接遇サービスの向上に資する研修などの人材育成事業

2 前項に規定するもののほか、特に市長が必要と認める事業は、交付の対象事業とすることができます。

### (暴力団の排除)

**第5条** 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（交付の対象経費）

**第6条** 交付の対象となる経費については、第4条に規定する事業に係る経費のうち、事務費、人件費などの団体運営に係る事務経費を除いたものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、特に市長が必要と認める経費は、交付の対象経費とすることができる。

（交付する補助金の額）

**第7条** 補助金の額は、交付の対象となる経費の総額の2分の1に相当する額を限度とし、予算の範囲内とする。

附 則

（適用期日）

この要綱は、平成17年度に交付する観光サービス対策事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度に交付する観光サービス対策事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度に交付する観光サービス対策事業補助金から適用する。

附 則

（期間）

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえたうえで、終期到来までに判断するものとする。